

## Question 11 :

### 行動計画の策定後は、どのようにしたらよいですか

#### Answer

#### 1. 計画を実施しましょう

行動計画が完成し、届出が終わったら、計画の実行あるのみです。目標の達成を目指し、具体的な対策への取組みをスタートしましょう。

##### ◆ポイント

1. 目標を達成するために、進捗状況は、定期的に把握しましょう
2. 計画期間の途中で、実施状況を国に報告する必要はありません

#### 2. 行動計画達成後には、認定の申請をしましょう

1回目の計画期間が満了し、目標を達成するなど、認定基準を満たしていれば、その時点で「認定」を受けることが可能です。認定を受ける手続きをしましょう。

認定を受けるには、認定申請書を都道府県労働局に提出する必要があります。また、2回目以降も行動計画の策定・届出を行い、目標を達成すれば、新たに認定を受けることができます。

- 認定の基準については、22ページを参照ください。
- 認定申請書については、29ページを参照ください。

##### ● 認定の届出は都道府県労働局に

申請の届出様式は、

- ① 最寄りの『都道府県労働局』か
- ② 厚生労働省(労働局)のホームページからダウンロードして入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

◆ 認定申請時には、“行動計画そのもの”や“目標を達成したことが証明できる資料”などが必要となります。各申請書類の提出後、基準に適合しているかどうかの審査を経て、認定されることとなります。

#### 3. 新たな行動計画を策定しましょう

1回目の計画期間の満了が近くなったら、同様の手順を経て、2回目の行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ましょう。